

労働福祉等実態調査結果

(調査基準日 平成27年6月30日)

大分県商工労働部労政福祉課

(目次)

調査の説明	1
調査結果	2
1 雇用状況	2
(1)雇用形態別労働者数	2
(2)パートタイム労働者、派遣労働者及び業務委託等労働者の雇用事業所割合	3
(3)女性労働者の就業状況	4
(4)労働組合、就業規則	5
2 労働時間	5
(1)1週間の所定労働時間	5
(2)年間の労働時間	6
3 休日休暇制度	8
(1)週休制	8
(2)特別休暇	8
(3)年次有給休暇	10
(4)時間単位年休制度	11
4 育児・介護休業制度	11
(1)育児休業制度	11
(2)介護休業制度	14
(3)育児・介護を支援する制度	15
(4)再雇用特別措置制度	17
5 パートタイム労働者	17
(1)パートタイム労働者の平均時間給	17
(2)パートタイム労働者の雇用理由	18
(3)パートタイム労働者への労働条件の明示方法	18
(4)パートタイム労働者の就業規則	18
(5)パートタイム労働者の雇用期間	19
(6)パートタイム労働者の1日の所定労働時間	19
(7)パートタイム労働者の1週間の勤務日数	19
(8)パートタイム労働者に適用される制度ほか	20
(9)パートタイム労働者の主な仕事内容	20
(10)パートタイム労働者の処遇	21
6 派遣労働者	21
(1)派遣料平均単価(時間当たり)	21
(2)今後の派遣労働者の受け入れ予定	22
7 正社員への登用制度	23
8 その他	23

調 査 の 説 明

1 調査の目的

この調査は、県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査期日

平成27年6月30日

3 調査対象

日本標準産業分類に基づく15大産業〔建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）〕に属する県内の事業所から産業、規模別に一定の方法により抽出した1,000事業所

4 調査項目

- (1) 基本調査項目 事業所の現況、休日休暇制度、育児・介護休業制度、パートタイム労働者・派遣労働者及び正社員への登用制度
- (2) 特定調査項目 パートタイム労働者

5 調査の方法

「労働福祉等実態調査票」を郵送して、自計式により記入のうえ返送を依頼し、集計を行った。

6 調査票の回収結果

調査対象事業所数 1,000 事業所 有効回答事業所数 674 事業所 有効回答率 67.4%

7 主な用語の定義

- (1) 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する者。
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ③ 臨時又は日雇労働者で過去2か月にそれぞれ18日以上雇用された者
- (2) 「パートタイム労働者」とは、次のいずれかに該当する者。
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般労働者より短い者
- (3) 「臨時・日雇労働者」とは、臨時又は日々の雇用契約で雇用されている者。
- (4) 「派遣労働者」とは、派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている者
- (5) 「業務委託等労働者」とは、請負契約や業務委託契約により、別の会社から派遣されている者

8 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、産業、規模別に一定の方法による抽出調査のため、回答事業所が過去の年度の事業所とは一致していない。したがって、この調査結果を他の調査結果や、時系列比較をする場合には注意を要する。前回調査時点の数字を記載しているが、参考までに留めること。
- (2) 集計標本数が少ない場合は、数値の変動が大きいので、注意が必要である。
- (3) 構成比は四捨五入（小数点第2位）しているため、その合計が100.0にならない場合がある。また「複数回答」の場合、構成比の合計は100.0を超えることがある。

調査結果

1 雇用状況

(1) 雇用形態別労働者数

回答があった事業所の全労働者は74,002人で、うち男性は44,153人、女性は29,849人で、男女比は、男性59.7%、女性40.3%である。(表1-(1)-①、表1-(1)-②、表1-(1)-③参照)

全労働者の雇用形態をみると、「常用労働者」が77.1%で、その内訳は「期間を定めずに雇われている労働者(正社員)」67.6%、「期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)」9.4%となっている。「常用労働者以外の労働者」は22.9%で、その内訳は「パートタイム労働者」14.9%、「業務委託等労働者」5.0%、「派遣労働者」1.6%、「臨時・日雇労働者」1.5%となっている。(表1-(1)-①参照)

男女別に雇用形態をみると、男性は「常用労働者」が87.1%、「常用労働者以外の労働者」が12.9%となっており、女性は「常用労働者」が62.2%、「常用労働者以外の労働者」が37.8%となっている。(表1-(1)-②、表1-(1)-③、図1-(1)-①、図1-(1)-②参照)

産業別に「常用労働者以外の労働者」の割合をみると、「宿泊業、飲食サービス業」が44.6%と最も高く、「建設業」が6.8%と最も低くなっている。(図1-(1)-③参照)

表1-(1)-① 雇用形態別労働者数割合1(全体)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	全 体							
		常用労働者	期間を定めずに雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)	常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
H27調査計	74,002 (100.0)	57,026 (77.1) <100.0>	50,052 (67.6) <87.8>	6,974 (9.4) <12.2>	16,976 (22.9) <<100.0>>	11,012 (14.9) <<64.9>>	1,134 (1.5) <<6.7>>	1,151 (1.6) <<6.8>>	3,679 (5.0) <<21.7>>
H26調査計	65,237 (100.0)	49,149 (75.3) <100.0>	43,710 (67.0) <88.9>	5,439 (8.3) <11.1>	16,088 (24.7) <<100.0>>	11,253 (17.2) <<69.9>>	461 (0.7) <<2.9>>	1,104 (1.7) <<6.9>>	3,270 (5.0) <<20.3>>

(注) < >内は常用労働者の労働者の内訳、<< >>内は常用労働者以外の労働者の内訳

表1-(1)-② 雇用形態別労働者数割合2(男性)

単位:人(%)

	回答事業所の全男性労働者数	男 性							
		常用労働者	期間を定めずに雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)	常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
H27調査計	44,153 (100.0) 【59.7】	38,447 (87.1) <100.0>	34,334 (77.8) <89.3>	4,113 (9.3) <10.7>	5,706 (12.9) <<100.0>>	2,580 (5.8) <<45.2>>	707 (1.6) <<12.4>>	640 (1.4) <<11.2>>	1,779 (4.0) <<31.2>>
H26調査計	37,426 (100.0) 【57.4】	32,821 (87.7) <100.0>	29,901 (79.9) <91.1>	2,920 (7.8) <8.9>	4,605 (12.3) <<100.0>>	2,293 (49.8) <<49.8>>	244 (5.3) <<5.3>>	489 (10.6) <<10.6>>	1,579 (34.3) <<34.3>>

(注) < >内は常用労働者の労働者の内訳、<< >>内は常用労働者以外の労働者の内訳、【 】は男女の内訳

表1-(1)-③ 雇用形態別労働者数割合3(女性)

単位:人(%)

	回答事業所の全女性労働者	女 性							
		常用労働者	期間を定めずに雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)	常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
H27調査計	29,849 (100.0) 【40.3】	18,579 (62.2) <100.0>	15,718 (52.7) <84.6>	2,861 (9.6) <15.4>	11,270 (37.8) <<100.0>>	8,432 (28.2) <<74.8>>	427 (1.4) <<3.8>>	511 (1.7) <<4.5>>	1,900 (6.4) <<16.9>>
H26調査計	27,811 (100.0) 【42.6】	16,328 (58.7) <100.0>	13,809 (49.7) <84.5>	2,519 (9.1) <15.4>	11,483 (41.3) <<100.0>>	8,960 (32.2) <<78.0>>	217 (0.8) <<1.9>>	615 (2.2) <<5.4>>	1,691 (6.1) <<14.7>>

(注) < >内は常用労働者の労働者の内訳、<< >>内は常用労働者以外の労働者の内訳、【 】は男女の内訳

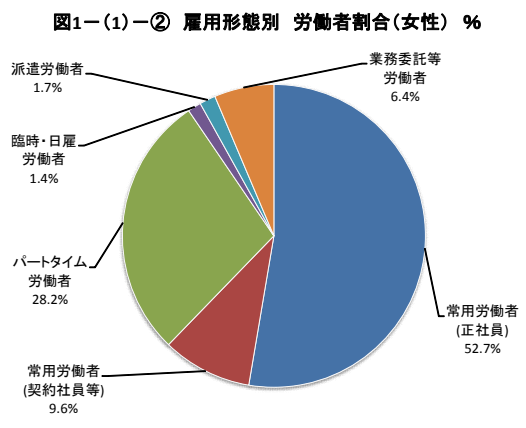
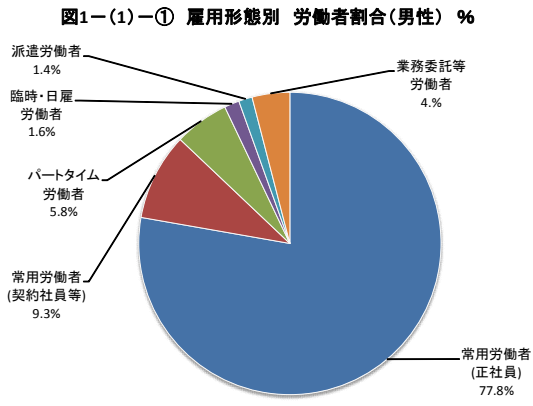
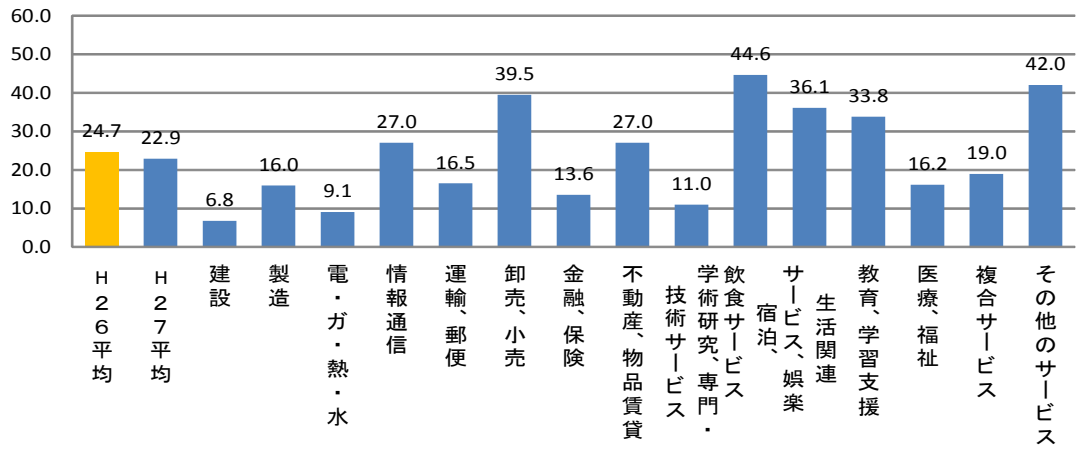


図1-(1)-③ 産業別 常用労働者以外の労働者割合



(2) パートタイム労働者、派遣労働者及び業務委託等労働者の雇用事業所割合

「パートタイム労働者を雇用している事業所」は62.9%(前年58.2%)で、前年調査より4.7ポイント増加している。(図1-(2)-①参照)

産業別にみると、「医療、福祉」が93.1%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」90.7%となっている。一方、最も低いのは、「情報通信業」33.3%となっている。(図1-(2)-②参照)

「派遣労働者及び業務委託等労働者を雇用している事業所」は23.9%(前年22.9%)で、前年調査より1.0ポイント増加している。(図1-(2)-①参照)

産業別にみると、「情報通信業」が66.7%と最も高く、次いで「複合サービス業」42.9%となっている。一方、最も低いのは、「卸売業、小売業」10.6%となっている。(図1-(2)-③参照)

図1-(2)-① パートタイム労働者又は派遣労働者の雇用事業所割合

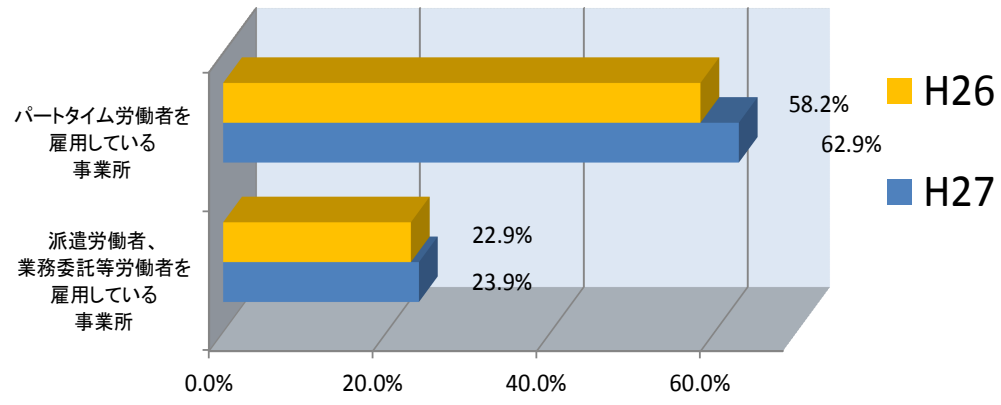


図1-(2)-② 産業別 パートタイム労働者の雇用事業所割合

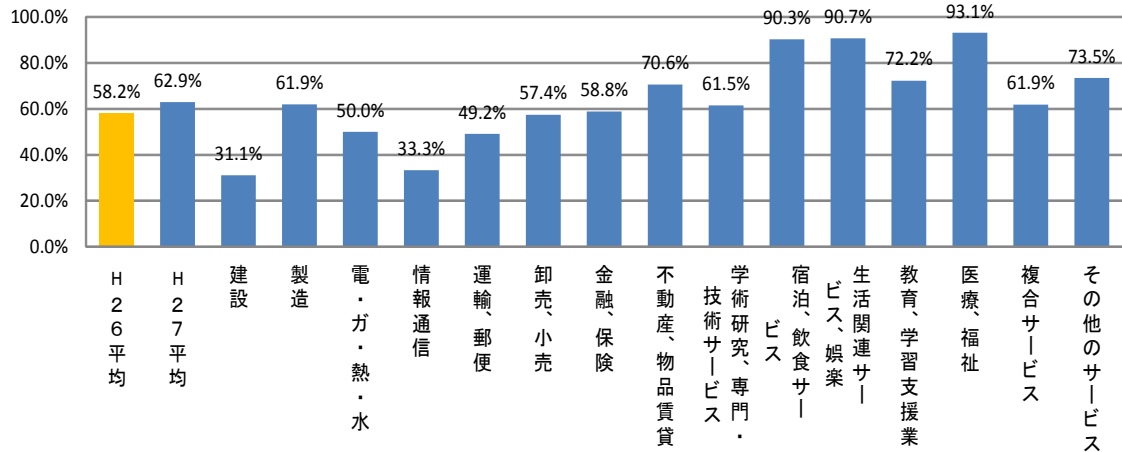
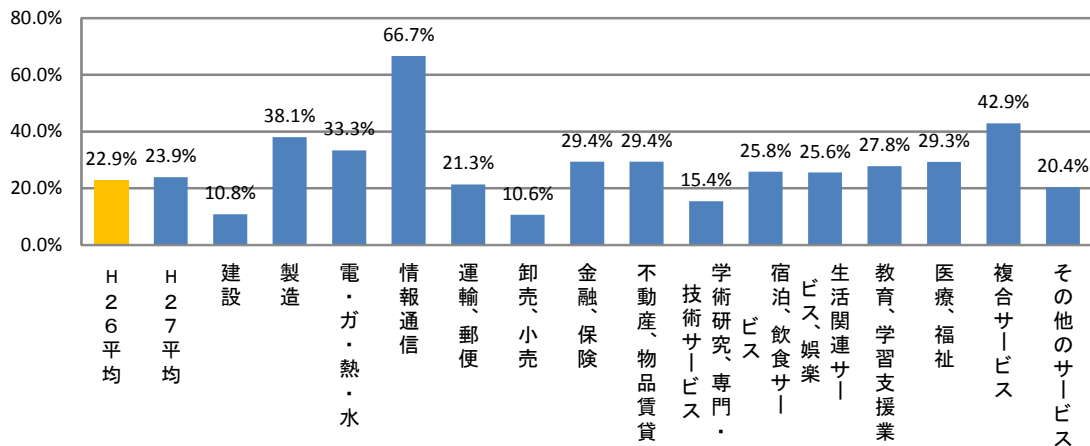


図1-(2)-③ 産業別 派遣労働者、業務委託等労働者の雇用事業所割合



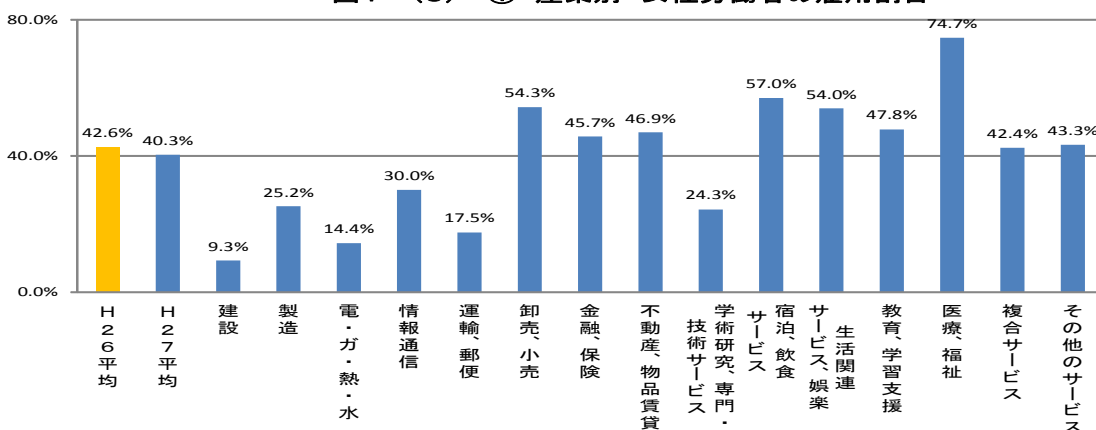
(3) 女性労働者の就業状況

① 全女性労働者

全労働者に占める「女性労働者の割合」は40.3%で、前年調査より2.3ポイント減少している。産業別にみると、「医療、福祉」が74.7%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」57.0%となっている。

一方、最も低いのは「建設業」9.3%となっている。(図1-(3)-①参照)

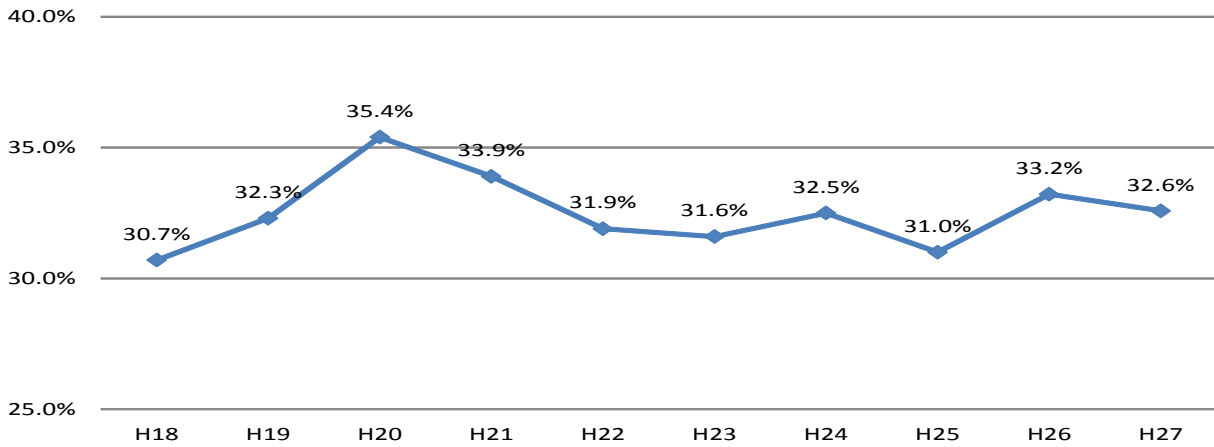
図1-(3)-① 産業別 女性労働者の雇用割合



② 常用女性労働者

全常用労働者に占める「女性常用労働者」割合は32.6%で、前年調査より0.6ポイント減少している。(図1-(3)-②参照)

図1-(3)-② 女性常用労働者の雇用割合の推移



(4) 労働組合、就業規則

労働組合がある事業所、就業規則がある事業所の割合は、下図のとおり推移している。(図1-(4)-①,図1-(4)-②参照)

図1-(4)-① 労働組合がある事業所の割合

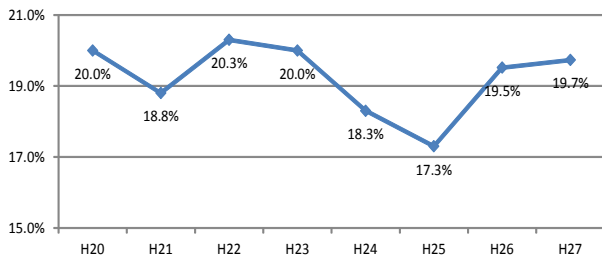
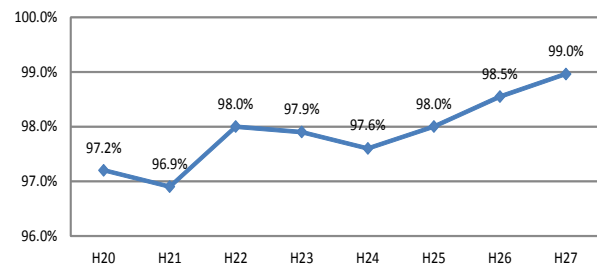


図1-(4)-② 就業規則がある事業所の割合



2 労働時間

(1) 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間の事業所平均は39時間49分で、前年調査(39時間45分)より4分増えている。

1週間の所定労働時間の事業所割合は、40時間以下の事業所は92.6%で、前年調査より2.9ポイント増加している。(表2-(1)参照)

産業別にみると、「金融業, 保険業」が38時間27分と最も短く、逆に「卸売業, 小売業」が40時間18分と最も長く、その差は1時間51分となっている。(図2-(1)参照)

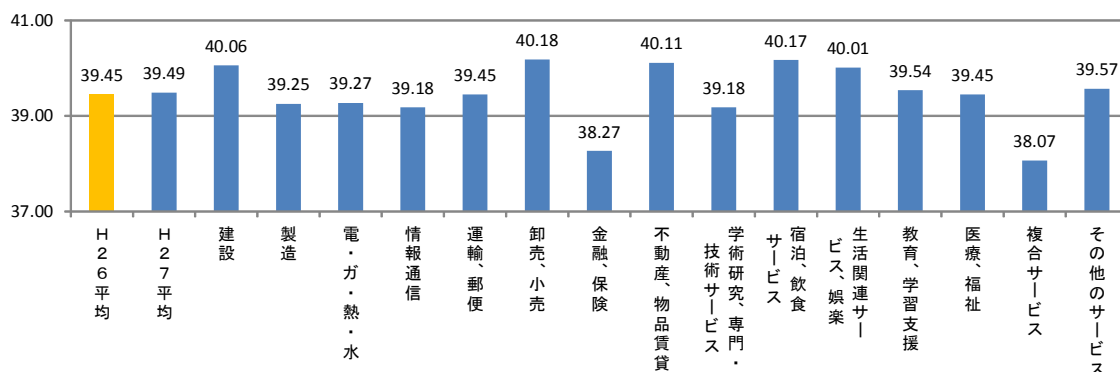
表2-(1) 常用労働者1人あたりの1週間の所定労働時間(事務所割合)

単位: 事業所(%) 時間

	有効回答 事業所	時間内訳						平均時間 (時間:分)
		40:00 未満	40:00	40:01~ 42:00	42:01~ 44:00	44:01~ 46:00	46:01~	
H27調査計	670 (100.0)	176 (26.3)	444 (66.3)	2 (0.3)	16 (2.4)	23 (3.4)	9 (1.3)	39 : 49
H26調査計	613 (100.0)	173 (28.2)	377 (61.5)	6 (1.0)	19 (3.1)	29 (4.7)	9 (1.5)	39 : 45

(注) 常用労働者1人当たりの母数は、正社員のみである。

図2-（1） 産業別 1週間の所定労働時間



(2) 年間の労働時間

① 総実労働時間

1年間の総実労働時間の事業所平均は2,114時間で、前年調査より6時間減少している。(表2-(2)-①参照)

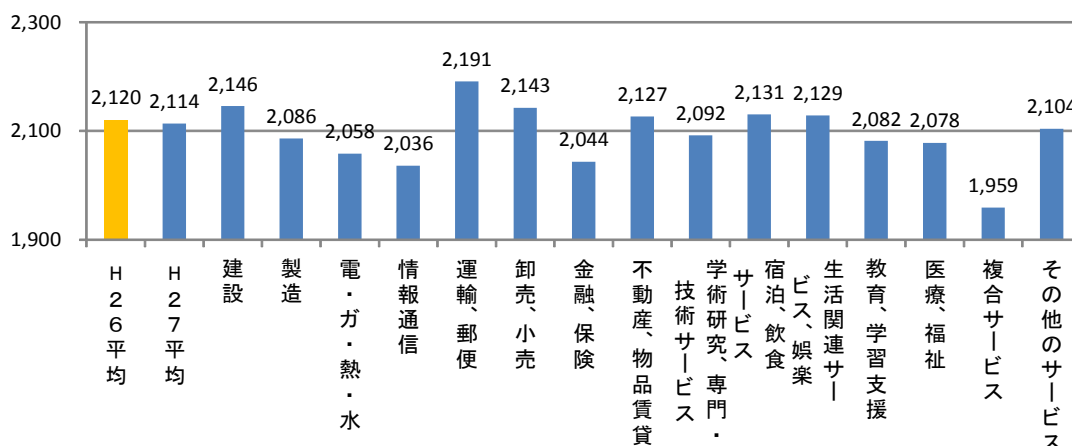
産業別にみると、「複合サービス事業」が1,959時間と最も短く、次いで「情報通信業」2,036時間の順で、逆に「運輸業、郵便業」が2,191時間と最も長く、業種間で232時間の較差となっている。(図2-(2)-①参照)

表2-(2)-① 常用労働者1人あたりの1年間の総実労働時間(事務所割合)

単位: 事業所(%) 時間

	有効回答事業所	時間内訳						平均時間
		1,900未満	1,900～	2,000～	2,100～	2,200～	2,300以上	
H27調査計	644 (100.0)	71 (11.0)	93 (14.4)	169 (26.2)	127 (19.7)	67 (10.4)	117 (18.2)	2,114
H26調査計	611 (100.0)	76 (12.4)	89 (14.6)	152 (24.9)	121 (19.8)	69 (11.3)	104 (17.0)	2,120

図2-(2)-① 産業別 年間の総実労働時間



② 所定内労働時間

1年間の所定内労働時間の事業所平均は1,965時間で、前年調査より10時間減少している。(表2-(2)-②参照)

産業別にみると、「金融業、保険業」が1,841時間と最も短く、次いで「情報通信業」1,851時間の順で、逆に「宿泊業、飲食サービス業」が2,029時間と最も長く、業種間で188時間の較差となっている。(図2-(2)-②参照)

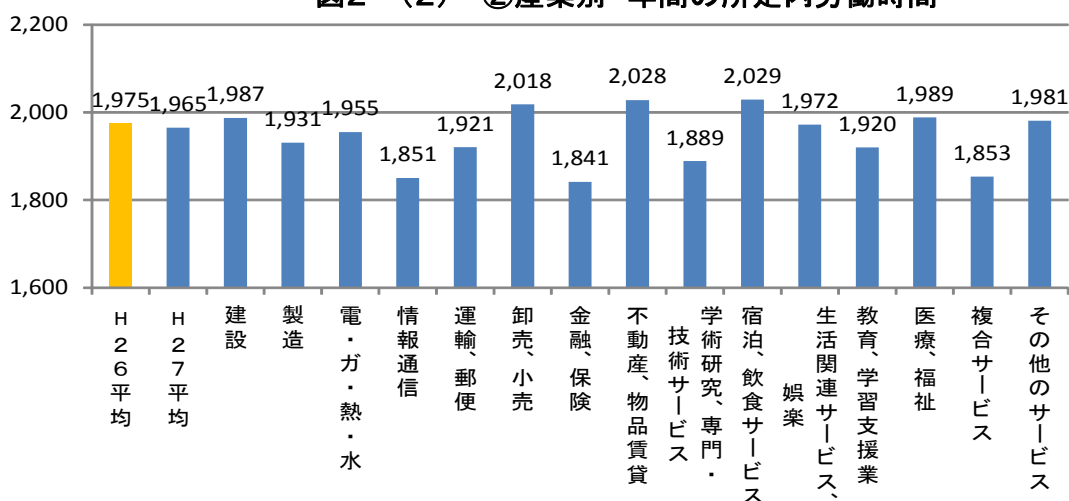
表2-(2)-② 常用労働者1人あたりの1年間の所定内労働時間(事務所割合)

単位:事業所(%) 時間

	有効回答 事業所	時 間 内 訳						平均時間
		1,900時間 未満	1,900～ 1,999	2,000～ 2,099	2,100～ 2,199	2,200～ 2,299	2,300時間 以上	
H27調査計	644 (100.0)	162 (25.2)	155 (24.1)	262 (40.7)	34 (5.3)	18 (2.8)	13 (2.0)	1,965
H26調査計	611 (100.0)	155 (25.4)	132 (21.6)	255 (41.7)	31 (5.1)	23 (3.8)	15 (2.5)	1,975

(注)常用労働者1人当たりの母数は、正社員のみである。

図2-(2)-②産業別 年間の所定内労働時間



③ 所定外労働時間

1年間の所定外労働時間の事業所平均は146時間で、前年調査より41時間減少している。(表2-(2)-③参照)

産業別にみると、「医療、福祉」が89時間と最も短く、次いで「不動産業、物品賃貸業」99時間の順で、逆に「運輸業、郵便業」が270時間と最も長く、業種間で181時間の較差となっている。(図2-(2)-③参照)

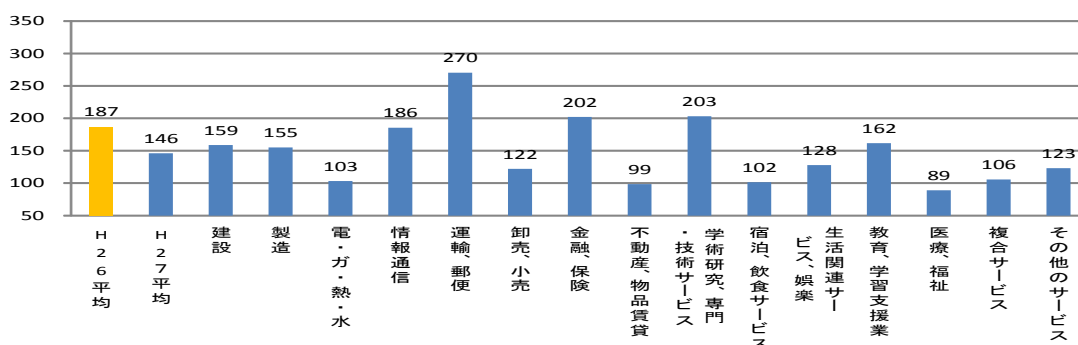
表2-(2)-③ 常用労働者1人あたりの1年間の所定外労働時間(事務所割合)

単位:事業所(%) 時間

	有効回答	時 間 内 訳						平均時間
		100時間 未満	100～149	150～199	200～249	250～299	300時間 以上	
H27調査計	644 (100.0)	334 (51.9)	82 (12.7)	48 (7.5)	46 (7.1)	34 (5.3)	100 (15.5)	146
H26調査計	484 (100.0)	200 (41.3)	82 (16.9)	43 (8.9)	36 (7.4)	28 (5.8)	95 (19.6)	187

(注)常用労働者1人当たりの母数は、正社員のみである。

図2-(2)-③ 産業別年間の所定外労働時間



3 休日休暇制度

(1) 週休制

「何らかの週休2日制(以上を含む)を導入している事業所」(表3-(1)の区分「週休2日制」及び「その他週休制」の合計)は87.7%で、前年調査(87.4%)より0.3ポイント増加している。(表3-(1), 図3-(1)参照)

また、産業別の「何らかの週休2日制(以上、その他を含む)を導入している事業所」では、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業, 保険業」、「不動産業, 物品賃貸業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「複合サービス業」が100%、次いで「製造業」が94.7%、「医療、福祉業」91.4%となっている。(図3-(1)参照)

なお、「完全週休2日制を実施している事業所」は、全回答事業所の40.2%となっている。(表3-(1)参照)

表3-(1) 週休制の形態別状況

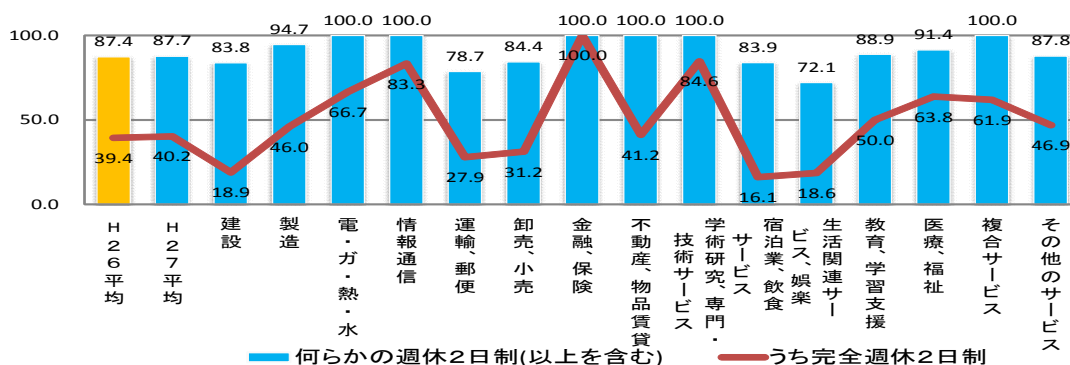
	回答事業所	週休1日制	週休1日半制	小計	週休2日制以上				その他週休制
					完全(4週8休)	月3回(4週7休)	隔週・月2回(1週おき4週6休)	月1回(4週5休)	
H27調査計	674 (100.0)	42 (6.2)	41 (6.1)	517 (76.7) <100.0>	271 (40.2) <52.4>	73 (10.8) <14.1>	156 (23.1) <30.2>	17 (2.5) <3.3>	74 (11.0)
H26調査計	617 (100.0)	41 (6.6)	37 (6.0)	485 (78.6) <100.0>	243 (39.4) <50.1>	74 (12.0) <15.3>	147 (23.8) <30.3>	21 (3.4) <4.3>	54 (8.8)

単位:事業所(%)

(注) < >内は週休2日制を適用している事業所の内訳

「その他週休制」とは、何らかの週休3日制、3勤4休など平均して週2日を越える休日制度の意

図3-(1) 産業別 週休制の形態別状況



(2) 特別休暇

何らかの特別休暇制度がある事業所は88.0%で、平均付与日数はそれぞれ「長期勤務勤続者休暇」6.8日、「夏季休暇」3.7日、「ボランティア休暇」25.5日、「病気休暇」49.6日、「自己啓発休暇」5.0日、「年末年始休暇」5.0日、「その他の特別休暇」6.5日となっている。(表3-(2)-①, 表3-(2)-②, 表3-(2)-③, 表3-(2)-④, 表3-(2)-⑤, 表3-(2)-⑥, 表3-(2)-⑦, 表3-(2)-⑧参照)

表3-(2)-① 特別休暇制度の有無

	回答事業所	特別休暇制度がある事業所	特別休暇制度の種類													
			長期勤務勤続者休暇		夏季休暇		ボランティア休暇		病気休暇		自己啓発休暇		年末年始休暇		その他	
			ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない
H27調査計	674 (100.0)	593 (88.0) <100.0>	100 <16.9>	493 <83.1>	326 <55.0>	267 <45.0>	24 <4.0>	569 <96.0>	162 <27.3>	431 <72.7>	34 <5.7>	559 <94.3>	404 <68.1>	189 <31.9>	531 <89.5>	62 <10.5>
H26調査計	614 (100.0)	501 (81.6) <100.0>	97 <19.4>	404 <80.6>	311 <62.1>	190 <37.9>	18 <3.6>	483 <96.4>	148 <29.5>	353 <70.5>	21 <4.2>	480 <95.8>	381 <76.0>	120 <24.0>	237 <47.3>	264 <52.7>

単位:事業所(%)

(注) < >内は特別休暇制度の各制度についての有無の内訳

表3-(2)-② 長期勤務勤続者休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

長期勤務勤続者休暇	当該休暇制度のある事業所	日 数 内 訳						1事業所平均付与日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	日数回答無し	
H27調査計	100 (100.0)	14 (14.0)	6 (6.0)	45 (45.0)	0 (0.0)	35 (35.0)	0 (0.0)	6.8
H26調査計	94 (100.0)	20 (21.3)	3 (3.2)	40 (42.6)	0 (0.0)	31 (33.0)	0 (0.0)	7.8

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

表3-(2)-③ 夏季休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

夏季休暇	当該休暇制度のある事業所	日 数 内 訳						1事業所平均付与日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	日数回答無し	
H27調査計	326 (100.0)	187 (57.4)	57 (17.5)	54 (16.6)	4 (1.2)	24 (7.4)	0 (0.0)	3.7
H26調査計	305 (100.0)	171 (56.1)	42 (13.8)	58 (19.0)	9 (3.0)	25 (8.2)	0 (0.0)	3.8

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

表3-(2)-④ ボランティア休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

ボランティア休暇	当該休暇制度のある事業所	日 数 内 訳						1事業所平均付与日数(日)
		10日以下	11日～29日	30日～39日	40日～49日	50日以上	日数回答無し	
H27調査計	24 (100.0)	19 (79.2)	1 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (16.7)	0 (0.0)	25.5
H26調査計	15 (100.0)	3 (20.0)	0 (0.0)	5 (33.3)	0 (0.0)	7 (46.7)	0 (0.0)	12.1

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

表3-(2)-⑤ 病気休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

病気休暇	当該休暇制度のある事業所	日 数 内 訳						1事業所平均付与日数(日)
		10日以下	11日～29日	30日～39日	40日～49日	50日以上	日数回答無し	
H27調査計	162 (100.0)	46 (28.4)	7 (4.3)	16 (9.9)	6 (3.7)	42 (25.9)	45 (27.8)	49.6
H26調査計	111 (100.0)	11 (9.9)	1 (0.9)	6 (5.4)	1 (0.9)	92 (82.9)	0 (0.0)	54.6

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

表3-(2)-⑥ 自己啓発休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

自己啓発休暇	当該休暇制度のある事業所	日 数 内 訳						1事業所平均付与日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	日数回答無し	
H27調査計	34 (100.0)	12 (35.3)	1 (2.9)	1 (2.9)	0 (0.0)	8 (23.5)	12 (35.3)	5.0
H26調査計	13 (100.0)	6 (46.2)	0 (0.0)	2 (15.4)	0 (0.0)	5 (38.5)	0 (0.0)	5.7

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

表2-(2)-⑦ 年末年始休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

年末年始休暇	当該休暇制度のある事業所	日数内訳						1事業所平均付与日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	日数回答無し	
H27調査計	404 (100.0)	78 (19.3)	86 (21.3)	102 (25.2)	63 (15.6)	75 (18.6)	0 (0.0)	5.0
H26調査計	369 (100.0)	72 (19.5)	79 (21.4)	89 (24.1)	66 (17.9)	63 (17.1)	0 (0.0)	5.1

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

表2-(2)-⑧ その他の特別休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

その他の特別休暇	当該休暇制度のある事業所	日数内訳						1事業所平均付与日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	日数回答無し	
H27調査計	531 (100.0)	70 (13.2)	11 (2.1)	214 (40.3)	23 (4.3)	213 (40.1)	0 (0.0)	6.5
H26調査計	230 (100.0)	29 (12.6)	11 (4.8)	80 (34.8)	13 (5.7)	97 (42.2)	0 (0.0)	8.5

※ 平均付与日数は、日数の報告があった事業所の平均

(3) 年次有給休暇

- ① 「平均新規付与日数(繰越日数を除く)」は16.4日で、前年調査より0.2日減少している。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が18.9日と最も長く、次いで「製造業」18.7日となっている。(表3-(3)、図3-(3)参照。以下同じ)
- ② 「平均取得日数」は8.5日で、前年調査より0.5日長くなっている。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が11.7日と最も長く、次いで「製造業」11.5日となっている。
- ③ 「平均取得率」は51.8%で、前年調査より3.6ポイント増加している。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が61.9%と最も高く、次いで「製造業」61.5%となっている。一方、最も低いのは「不動産業、物品賃貸業」27.4%で、次いで「卸売業、小売業」37.6%となっている。

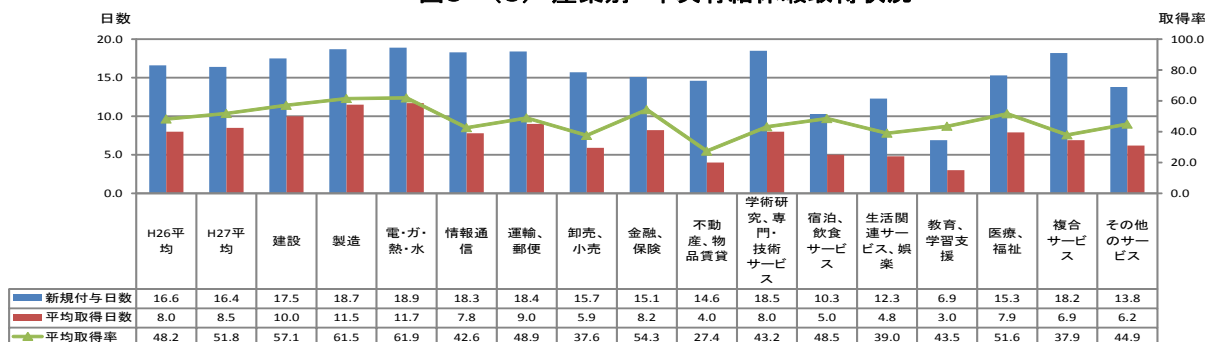
表3-(3) 常用労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数と取得日数(平均)

単位:事業所(%)

年次有給休暇	回答事業所	平均新規付与日数(A)	平均取得日数(B)	新規付与日数に対する平均取得率(B)/(A)
H27調査計	608	16.4	8.5	(51.8)
H26調査計	552	16.6	8.0	(48.2)

(注)常用労働者1人平均の母数は、正社員のみである。

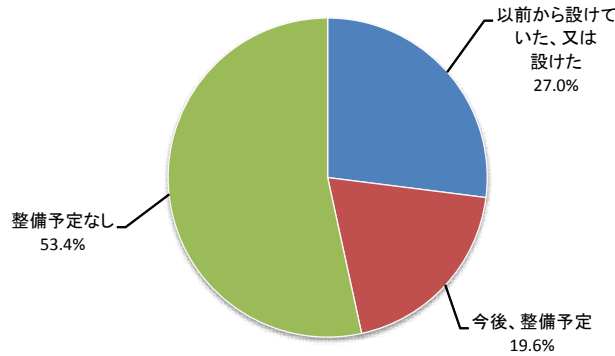
図3-(3) 産業別 年次有給休暇取得状況



(4) 時間単位年休制度

時間単位年休制度の導入状況は、回答のあった674事業所のうち「以前から設けていた又は設けた」が182事業所(27.0%)、「今後、整備予定」が132事業所(19.6%)、「整備予定なし」が360事業所(53.4%)となっている。(図3-(4)参照)

図3-(4) 時間単位年休制度の導入状況(%)



4 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

① 育児休業対象者の出産後の状況(最近1年間)

最近1年間の育児休業対象者のうち、「育休を取得した者」は女性が739人(88.8%)、男性が37人(3.1%)となっている。女性の育児休業取得者数は、「医療、福祉」が230人、「製造業」164人「卸売業、小売業」が84人などとなっている。(表4-(1)-①、図4-(1)-①参照)

「出産を機に退職した者」は女性が17人(2.0%)となっている。(表4-(1)-①参照)

女性の「育休を取得した者」を産業別にみると、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が100%と対象者全員が取得しており、次いで高いのが「医療、福祉」98.3%となっている。(図4-(1)-①参照)

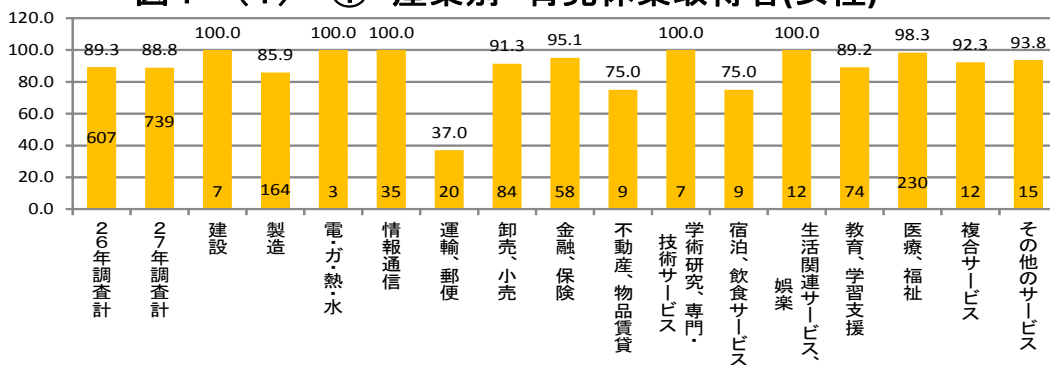
表4-(1)-① 育児休業対象者の出産後の状況

単位:人(%)

育児休業対象者の出産後の状況	女				男			
	対象者	取得者	未取得	退職	対象者	取得者	未取得	退職
H27調査計	832 (100.0)	739 (88.8)	76 (9.1)	17 (2.0)	1176 (100.0)	37 (3.1)	1139 (96.9)	0 (0.0)
H26調査計	680 (100.0)	607 (89.3)	42 (6.2)	31 (4.6)	943 (100.0)	26 (2.8)	917 (97.2)	0 (0.0)

(注) 育児休業対象者(男)は配偶者が出産した労働者

図4-(1)-① 産業別 育児休業取得者(女性)



② 育児休業制度の利用者数と利用期間

女性の育児休業の利用期間は「6か月以上1年未満」が58.6%と最も高く、次いで「1年以上」34.4%、「3か月以上6か月未満」3.8%となっている。他方、男性の育児休業の利用期間は「1か月未満」が全体の89.2%を占めている。(表4-(1)-②,図4-(1)-②参照)

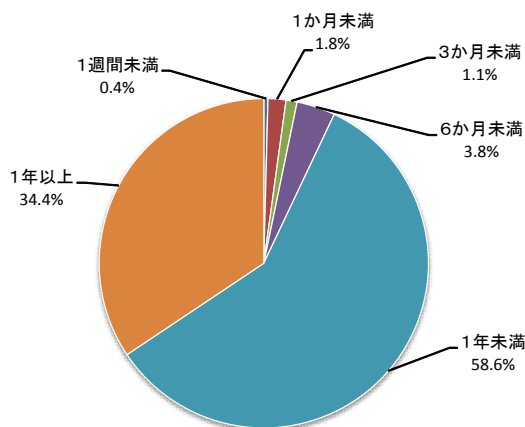
表4-(1)-② 育児休業制度の利用者数と利用期間

単位:人(%)

	女性							男性						
	利用者数	1週間未満	1週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上	利用者数	1週間未満	1週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上
H27調査計	739 (100.0)	3 (0.4)	13 (1.8)	8 (1.1)	28 (3.8)	433 (58.6)	254 (34.4)	37 (100.0)	25 (67.6)	8 (21.6)	2 (5.4)	0 (0.0)	2 (5.4)	0 (0.0)
H26調査計	637 (100.0)	38 (6.0)			377 (59.2)		222 (34.9)	26 (100.0)	25 (96.2)			1 (3.8)	0 (0.0)	

H26調査計は、期間の区切りが違うため一部合計値を計上している

図4-(1)-② 育児休業制度の利用期間(女性)



③ 育児休業制度の規定事業所

育児休業制度の規定を設けている事業所は534事業所(79.2%)で、前年調査より0.1ポイント増加している。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」が100%と最も高く、「建設業」が60.8%と最も低く、事業所規模別にみると、規模が大きくなるほど割合が高くなっている。(図4-(1)-③a,図4-(1)-③b参照)

育児休業制度で規定されている休業期間は、「子が満1歳に達するまで」が298事業所(55.8%)と最も高く、次いで「子が満1歳6か月に達するまで」が134事業所(25.1%)となっている。(図4-(1)-③d参照)

なお、育児休業期間中に賃金を支給している事業所は9事業所(1.7%)であり、前年調査の10事業所(2.1%)と比較して横ばいとなっている。(図4-(1)-③e参照)

図4-(1)-③a 産業別 育児休業制度の規定割合

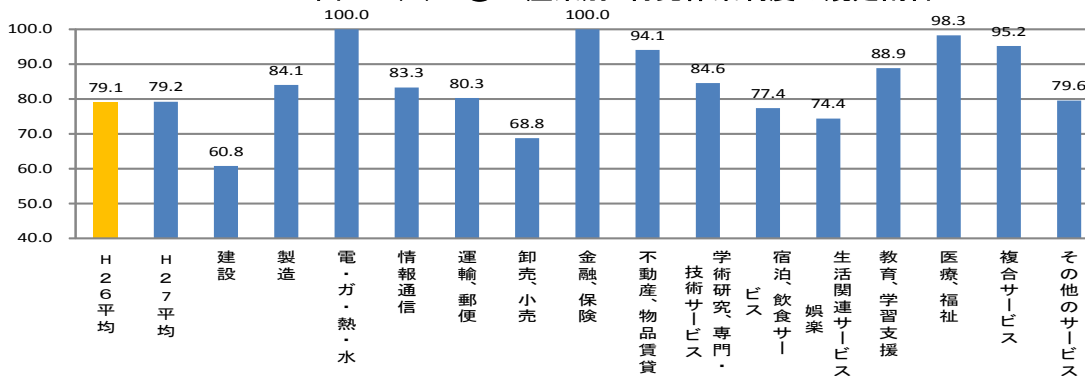


図4-(1)-③b 事業所規模別
育児休業制度の規定割合

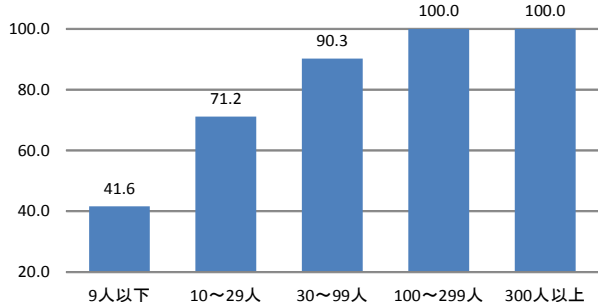


図4-(1)-③c 育児休業制度
の規定割合の推移

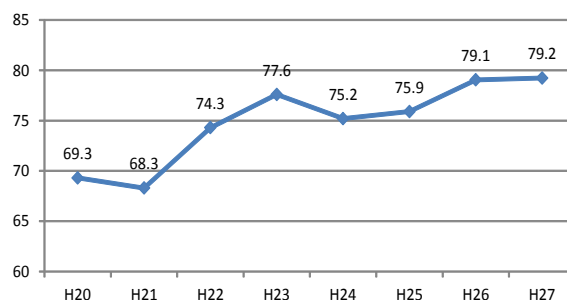


図4-(1)-③d 育児休業期間(%)

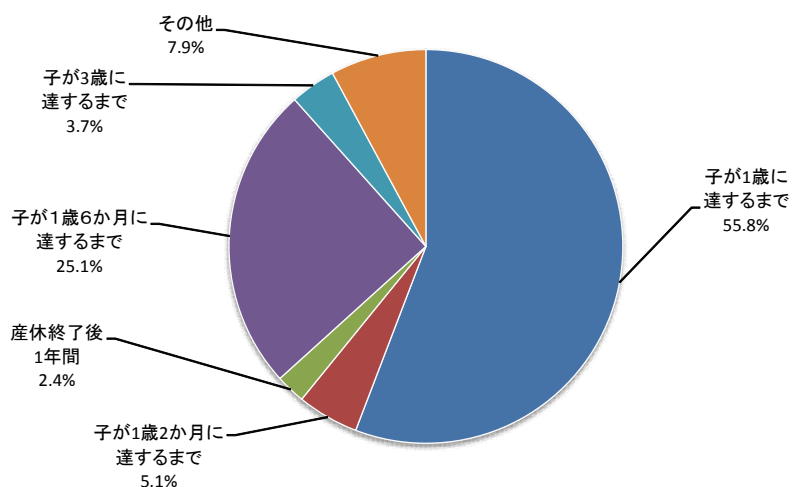
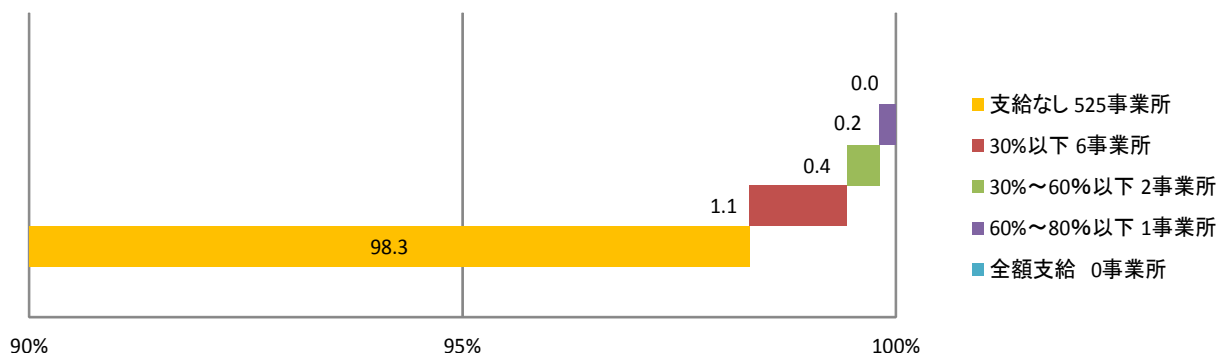


図4-(1)-③e 育児休業期間中の育児休業給付金以外の賃金支給率



④ 育児休業取得者の代替要員の採用、育児休業取得者への復帰に向けた説明制度

回答のあった事業所のうち、育児休業取得者の代替要員を採用しているのは、127事業所(23.8%)である。(表4-(1)-④参照)

また、育児休業取得者の円滑な職場復帰に向けて、説明会や情報提供等を行っている事業所は、270事業所(50.6%)である。(表4-(1)-④参照)

表4-(1)-④ 育児休業者の代替要員の採用、職場復帰への情報提供
単位:事業所(%)

	回答事業所	代替要員の採用		職場復帰への情報提供	
		採用している	採用していない	実施している	実施していない
H27調査計	534 (100.0)	127 (23.8)	407 (76.2)	270 (50.6)	264 (49.4)
H26調査計	483 (100.0)	121 (25.1)	339 (70.2)	235 (48.7)	221 (45.8)

⑤ 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度のある事業所は、382事業所(56.7%)である。(表4-(1)-⑤参照)

表4-(1)-⑤ 子の看護休暇制度の有無

単位:事業所(%)

	回答事業所	子の看護休暇制度の有無	
		ある	ない
H27調査計	674 (100.0)	382 (56.7)	292 (43.3)
H26調査計	620 (100.0)	359 (57.9)	261 (42.1)

(2) 介護休業制度

① 介護休業制度の規定事業所と休業期間

介護休業制度を規定している事業所は477事業所(70.8%)で、前年調査より2.1ポイント減少している。産業別にみると、「金融業、保険業」、「医療、福祉」が100%と最も高く、「建設業」が50.0%と最も低く、企業規模別にみると、規模が大きくなるほど割合が高くなっている。(表4-(2)-①,図4-(2)-①a,図4-(2)-①b参照)

介護休業制度に規定されている休業期間は、「3か月まで」が80.1%、「3か月を超える」が19.9%となっている。(表4-(2)-①参照)

表4-(2)-① 介護休業制度の規定事業所と休業期間

単位:事業所(%)

	回答事業所	規定を設けている事業所	休業期間		規定を設けていない事業所
			3か月まで	3か月を超える	
H27調査計	674 (100.0)	477 (70.8) <100.0>	382 <80.1>	95 <19.9>	197 (29.2)
H26調査計	602 (100.0)	439 (72.9) <100.0>	357 <81.3>	82 <18.7>	163 (27.1)

(注) <>内は介護休業制度を利用できる期間の内訳

図4-(2)-①a 産業別 介護休業制度の規定割合

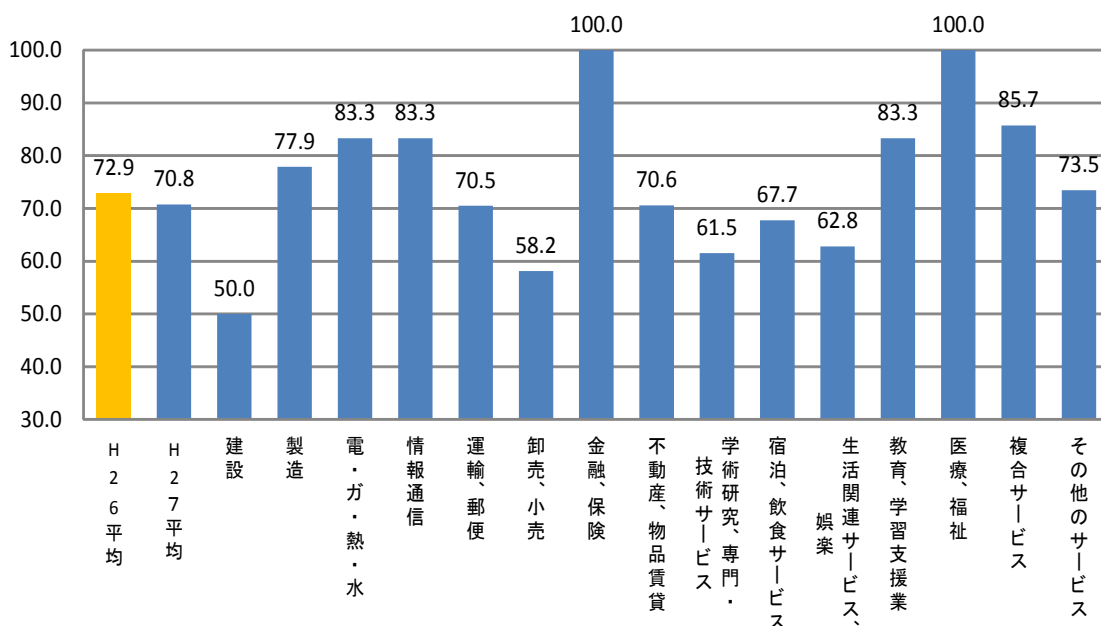


図4-(2)-①b 事業所規模別
介護休業制度の規定割合

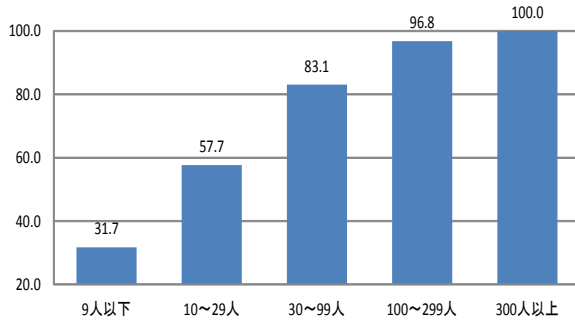
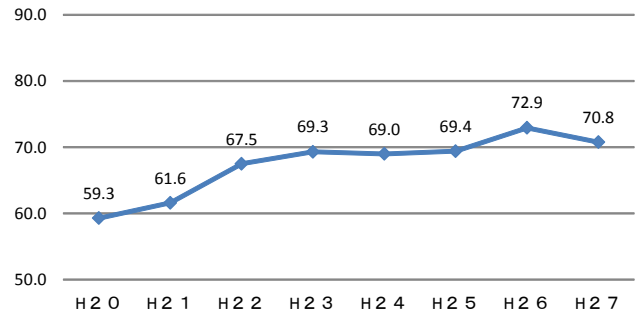


図4-(2)-①c
介護休業制度の規定割合の推移



② 介護休業制度の利用状況(最近1年間)

介護休業制度を規定している事業所の最近1年間の利用者の有無をみると、「利用者がいた事業所」は4.8%であり、前年調査より1.6ポイント増加している。(表4-(2)-②参照)

介護休業制度を規定している事業所のうち、制度を利用した人は26人で、その内訳は女性23人、男性3人となっている。(表4-(2)-②参照)

表4-(2)-② 介護休業制度の利用状況

単位:事業所、人(%)

	介護休業制度 の規定を設けて いる事業所	利用者がい た事業所	利用者数		利用者がい なかつた 事業所	
			女性	男性		
H27調査計	477 (100.0)	23 (4.8)	26 <100.0>	23 <88.5>	3 <11.5>	454 (95.2)
H26調査計	439 (100.0)	14 (3.2)	18 <100.0>	15 <83.3>	3 <16.7>	425 (96.8)

③ 介護休暇制度

介護休暇制度のある事業所は、328事業所(48.7%)であり、前年調査より1.8ポイント増加している。(表4-(2)-③参照)

表4-(2)-③ 介護休暇制度の有無

単位:事業所(%)

	回答事業所	介護休暇制度の有無	
		ある	ない
H27調査計	674 (100.0)	328 (48.7)	346 (51.3)
H26調査計	620 (100.0)	291 (46.9)	329 (53.1)

(3) 育児・介護を支援する制度

① 育児を支援する制度

何らかの「育児を支援する制度等がある事業所」は430事業所(63.8%)で、前年調査より1.0ポイント減少している。(図4-(3)-1a参照)

産業別にみると「金融業、保険業」が100.0%と最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」が41.9%と最も低くなっており、制度の主な内容は「短時間勤務制度」94.0%、「所定外労働をさせない」82.6%となっている。(図4-(3)-1a,図4-(3)-1b参照)

図4-(3)-①a 産業別 育児を支援する制度等がある事業所

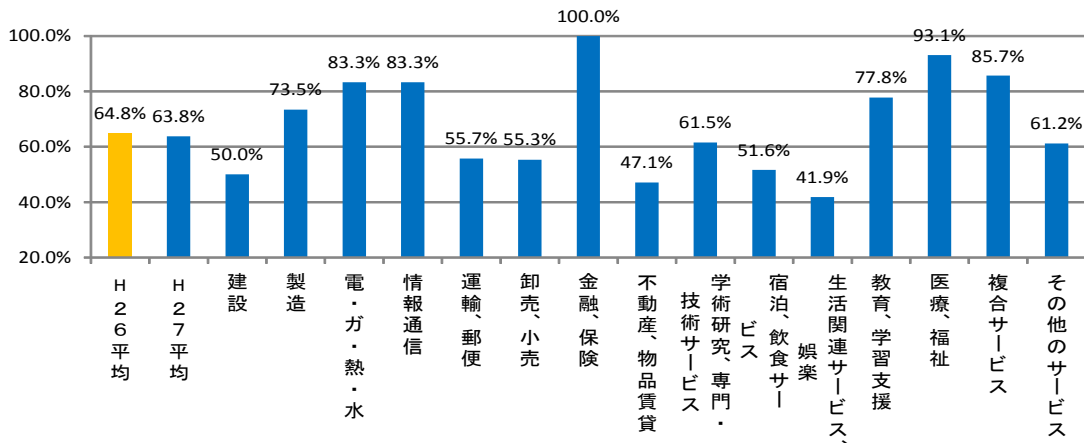
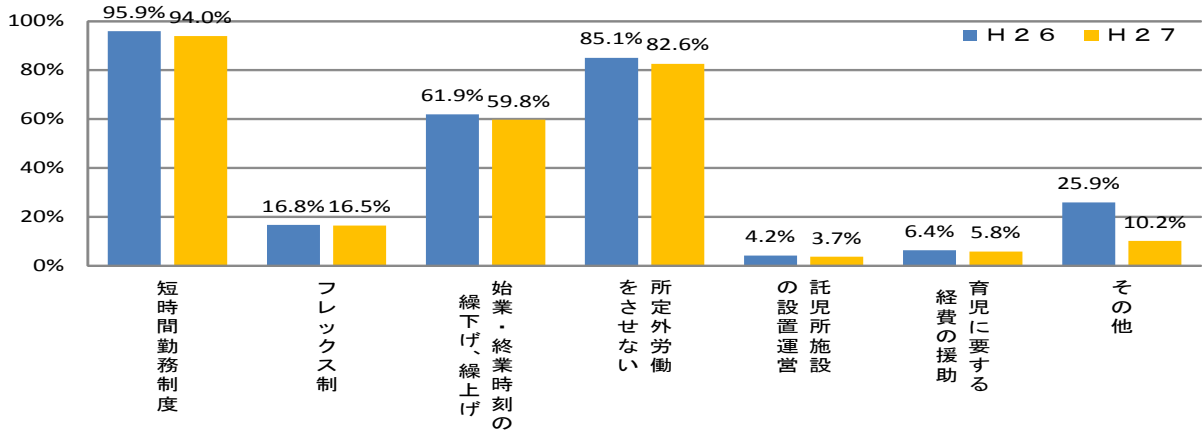


図4-(3)-①b 育児を支援する制度の内容



② 介護を支援する制度

何らかの「介護を支援する制度等がある事業所」は399事業所(59.2%)で、前年調査より2.3ポイント減少している。(図4-(3)-②a参照)

産業別にみると「金融業、保険業」が94.1%と最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」が37.2%と最も低くなっており、制度の主な内容は「短時間勤務制度」93.7%、「始業・終業時刻の繰下げ、繰り上げ」60.7%となっている。(図4-(3)-②a,図4-(3)-②b参照)

図4-(3)-②a 産業別 介護を支援する制度がある事業所

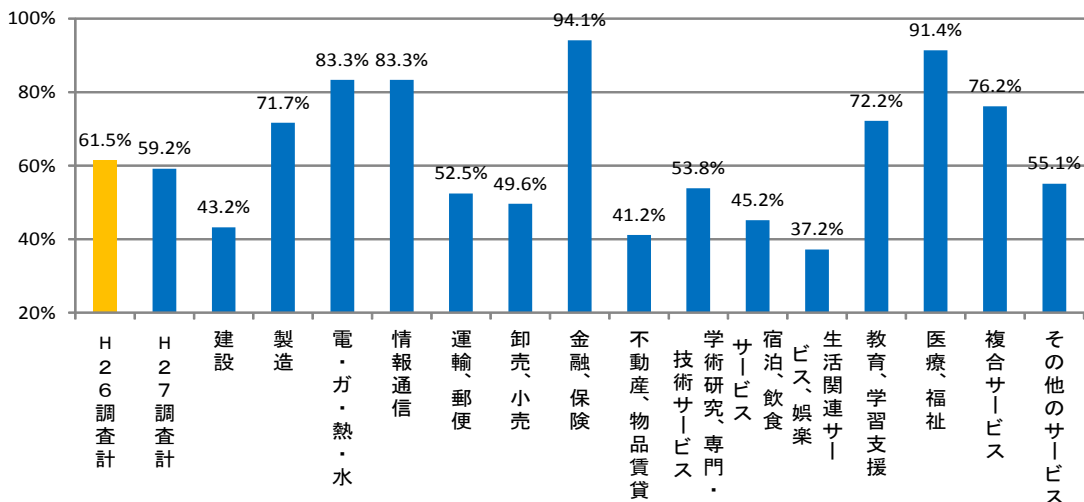
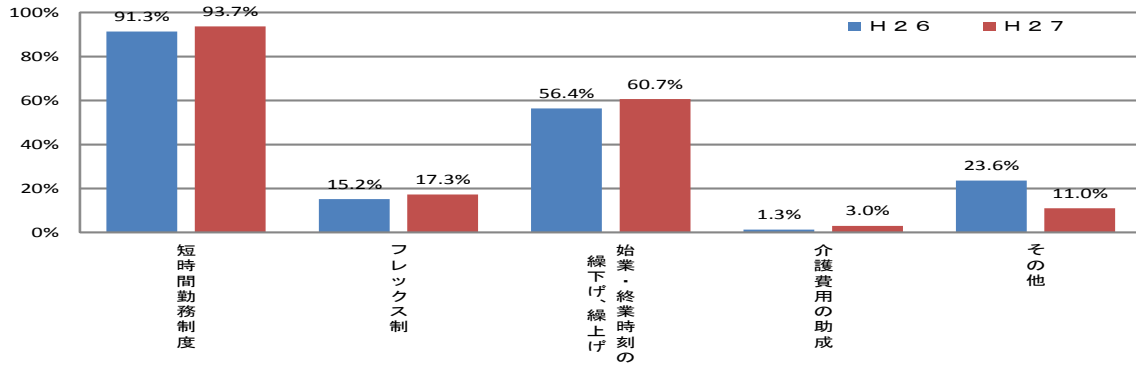


図4-(3)-②b 介護を支援する制度の内容



(4) 再雇用特別措置制度

再雇用特別措置制度のある事業所は、191事業所(28.3%)であり、前年調査の198事業所より4.4ポイント減少している。

うち、再雇用の上限期間を定めている事業所は、105事業所。さらに、この1年間に利用実績があったのは、85事業所である。(表4-(4)参照)

表4-(4) 再雇用特別措置制度

単位:事業所(%)

	回答事業所	再雇用特別措置制度					制度なし
		制度あり	再雇用期間の上限		再雇用実績		
			あり	なし	あり	なし	
H27調査	674 (100.0)	191 (28.3) <100.0>	105 <55.0>	86 <45.0>	85 <44.5>	106 <55.5>	483 (71.7)
H26調査	605 (100.0)	198 (32.7) <100.0>	91 <46.0>	107 <54.0>	82 <41.4>	116 <58.6>	407 (67.3)

(注) ()内は、制度の有無の割合、< >内は制度あり事業所内での割合

5 パートタイム労働者

(1) パートタイム労働者の平均時間給

パートタイム労働者の平均時間給は968円で、前年調査より45円増加している。

職種別にみると、「技術専門職従事者」が2,168円と最も高く、一方で「生産工程従事者」が769円と最も低くなっている。(図5-(1)a参照)

産業別にみると、「教育,学習支援業」が2,765円と最も高く、「その他のサービス業」が721円と最も低くなっている。(図5-(1)b参照)

図5-(1)a 職種別 パートタイム労働者の平均時間給

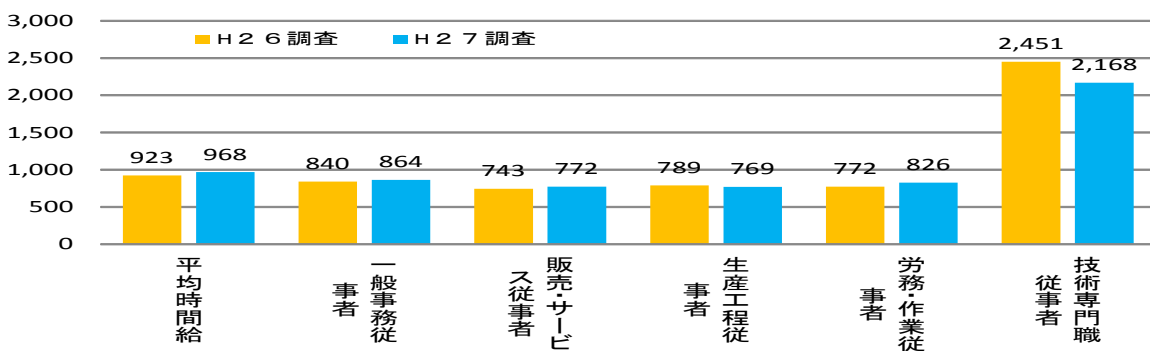
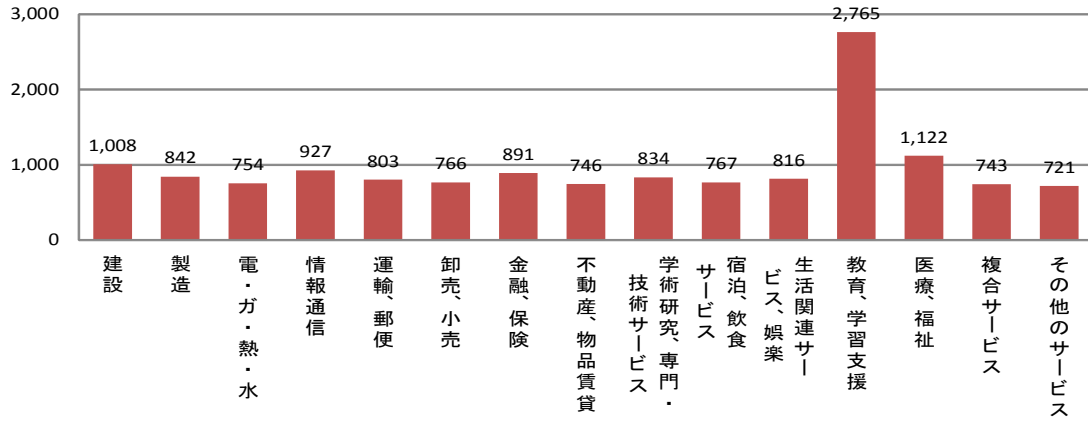


図5-(1)b産業別 パートタイム労働者の平均時間給



(2) パートタイム労働者の雇用理由

雇用している理由(複数回答)については、「人件費経費負担が割安」が39.2%と最も高く、次いで「簡単な仕事内容」34.9%の順となっている。(表5-(2)参照)

表5-(2) パートタイム労働者を雇用している主な理由(複数回答)

単位:事業所(%)

	有効回答事業所	パートタイム労働者を雇用している事業所	雇用している主な理由(複数回答)						
			雇用調整が容易	簡単な仕事内容	人件費経費負担が割安	繁忙期(季節・時間帯)対応	一般労働者の採用が困難	出産退職定年退職した一般労働者の再雇用	一般労働者の労働時間短縮促進
H27調査計	674 (100.0)	424 (62.9) <100.0>	116 <27.4>	148 <34.9>	166 <39.2>	91 <21.5>	115 <27.1>	57 <13.4>	67 <15.8>
H24調査計	802 (100.0)	454 (56.6) <100.0>	105 <23.1>	195 <43.0>	200 <44.1>	114 <25.1>	81 <17.8>	43 <9.5>	76 <16.7>

(注)<>内は、雇用している主な理由の内訳。複数回答なので、合計は100%にならない。

(3) パートタイム労働者への労働条件の明示方法

パートタイム労働者への労働条件の明示方法については、「雇入通知書の交付」が43.4%で最も高く、次いで「労働契約書の交付」36.3%、これに「就業規則の交付」も含めて何らかの書面により労働条件を明示している割合は84.4%(前回 H24年調査 82.6%)となっている。(表5-(3)参照)

表5-(3) パートタイム労働者の労働条件の明示方法

単位:事業所(%)

	パートタイム労働者を雇用している事業所	書類を交付する			口頭での説明のみ	特に明示しない
		雇入通知書の交付	就業規則の交付	労働契約書の交付		
H27調査計	424 (100.0)	184 (43.4)	20 (4.7)	154 (36.3)	57 (13.4)	9 (2.1)
H24調査計	454 (100.0)	202 (44.5)	21 (4.6)	152 (33.5)	70 (15.4)	9 (2.0)

(4) パートタイム労働者の就業規則

「パートタイム労働者専用の就業規則を作成」が46.5%で最も高く、次いで「一般の就業規則を準用」29.7%となっている。事業所規模別に見ると、規模が大きくなるにつれて「パートタイム労働者の就業規則を作成」の割合が高くなっている。(図5-(4)a,図5-(4)b参照)

図5-(4)a パートタイム労働者の就業規則

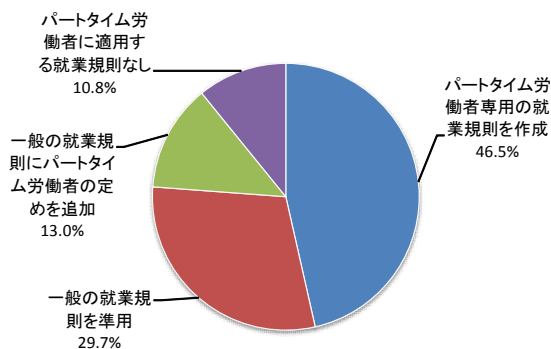
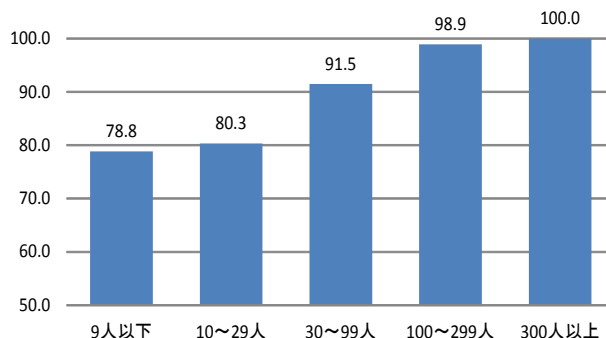


図5-(4)b 事業所規模別パートタイム労働者の就業規則の作成割合(準用、追加、改訂を含む)



(5) パートタイム労働者の雇用期間

パートタイム労働者の雇用期間については、「定めなし」が44.3%と最も高い。

「全員一律に定めている」事業所の割合は30.2%で、定められている雇用期間の内訳については「6か月超1年以内」が70.3%と最も高くなっている。(表5-(5)参照)

表5-(5) パートタイム労働者の雇用期間の定めの有無とその期間

単位:事業所(%)

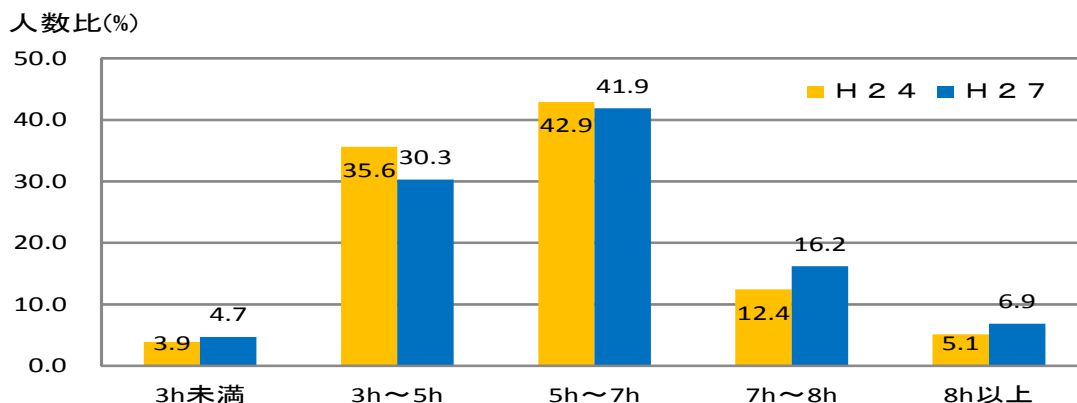
	パートタイム労働者を雇用している事業所	全員一律に定めている	雇用期間の内訳				各人(就業形態等)により異なる	定めなし
			2か月以内	2か月超~6か月以内	6か月超~1年以内	1年超		
H27調査計	424 (100.0)	128 (30.2) <100.0>	0 <0.0>	28 <21.9>	90 <70.3>	10 <7.8>	108 (25.5)	188 (44.3)
H24調査計	454 (100.0)	145 (31.9) <100.0>	7 <4.8>	39 <26.9>	84 <57.9>	15 <10.3>	117 (25.8)	192 (42.3)

(注) < >内は、雇用期間の内訳

(6) パートタイム労働者の1日の所定労働時間

一人当たりの1日の所定労働時間をみると、「5時間以上7時間未満」が41.9%と最も高く、次いで「3時間以上5時間未満」で30.3%となっている。「7時間以上8時間未満」は前回(H24年調査 12.4%)より3.8ポイント増加、一方「3時間以上5時間未満」は前回(H24年調査 35.6%)より5.3ポイント減少している。(図5-(6)参照)

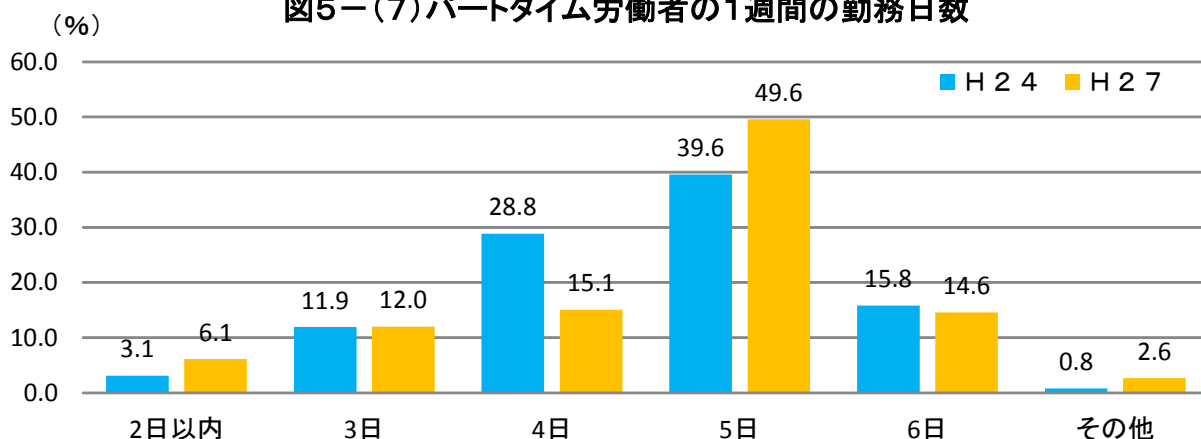
図5-(6) パートタイム労働者の1日の所定労働時間



(7) パートタイム労働者の1週間の勤務日数

1週間の勤務日数についてみると、「5日」が49.6%と最も高く、前回(H24年調査 39.6%)より10.0ポイント増加している。次いで高いのが「4日」で15.1%となっている。(図5-(7)参照)

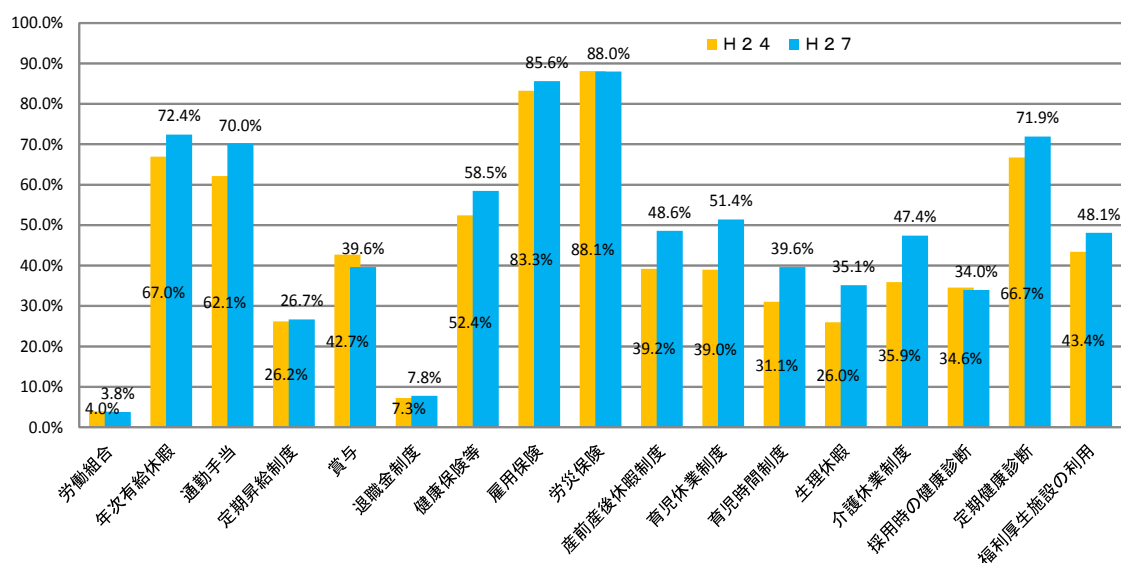
図5-(7)パートタイム労働者の1週間の勤務日数



(8) パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況

パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況は、前回調査(H24年)と比較すると、「育児休業制度」「介護休業制度」では10ポイント以上増加している。一方、「賞与」は前回に比べ3ポイント以上減少している。(図5-(8)参照)

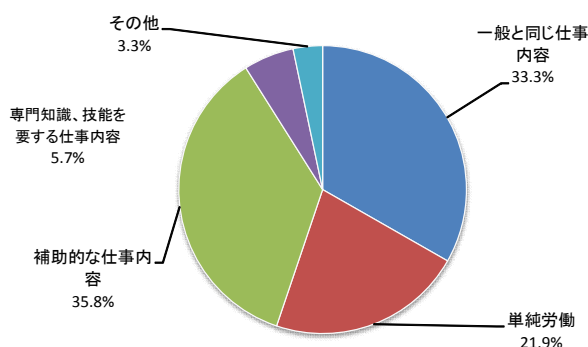
図5-(8)パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の導入状況



(9) パートタイム労働者の主な仕事内容

パートタイム労働者の主な仕事内容については、「一般労働者の補助的な仕事内容」が35.8%で最も高く、次いで「一般労働者と同じ仕事内容」33.3%、「パートタイム労働者が主体の単純労働」21.9%となっている。(図5-(9)参照)

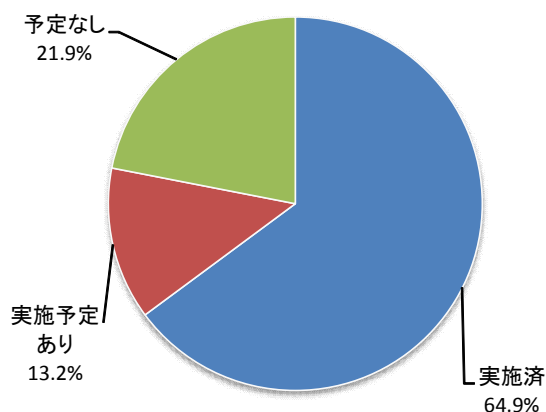
図5-(9)パートタイム労働者の主な仕事内容



(10) パートタイム労働者の処遇

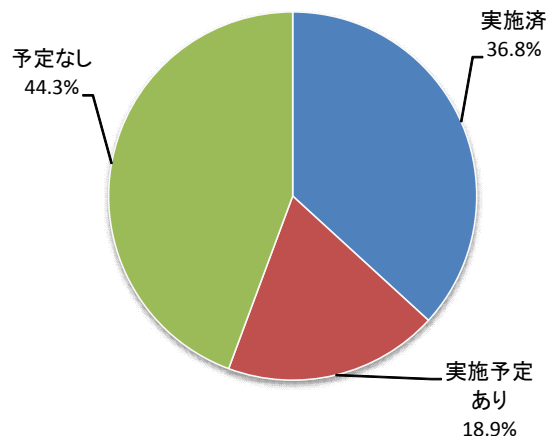
パートタイム労働法の改正(平成20年4月1日施行)に伴い、「努力義務化」されたパートタイム労働者の処遇について、項目ごとの状況は下図のとおりとなっている。(図5-(10)-a,図5-(10)-b,図5-(10)-c参照)

図5-(10)a
パートタイム労働者の処遇
(賃金決定要素)



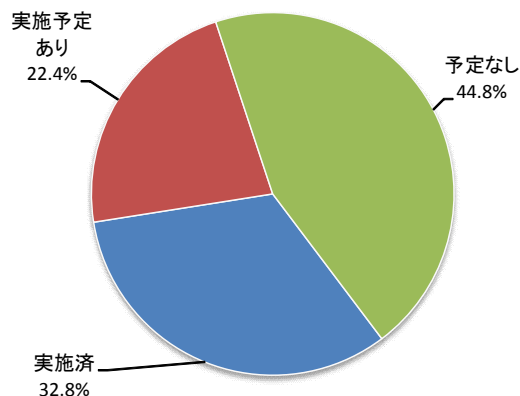
[内容]
パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、経験などを勘案して賃金を決定

図5-(10)b
パートタイム労働者の処遇
(賃金決定同一化)



[内容]
通常の労働者と比較して、パートタイム労働者の職務の内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用などが同じ場合、その期間について賃金を通常の労働者と同じの方法で決定

図5-(10)c
パートタイム労働者の処遇
(キャリアアップ訓練等)



[内容]
キャリアアップのための訓練などについて、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力及び経験などに応じ実施

6 派遣労働者

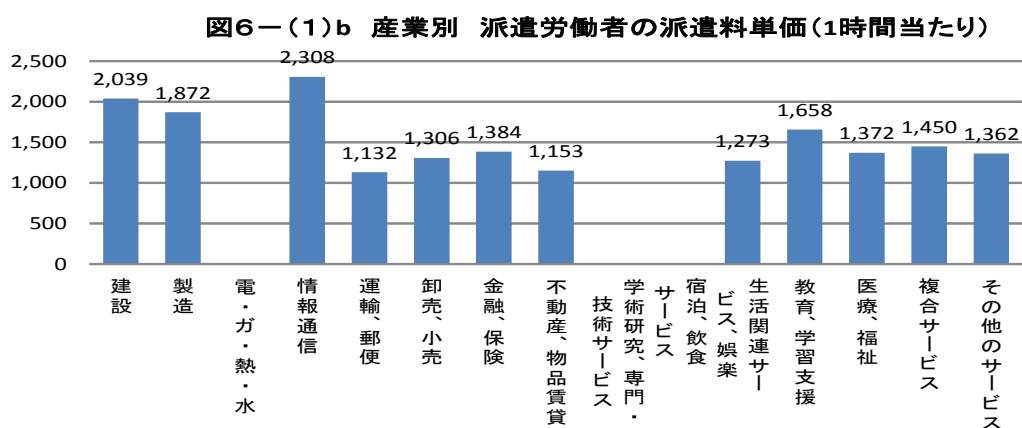
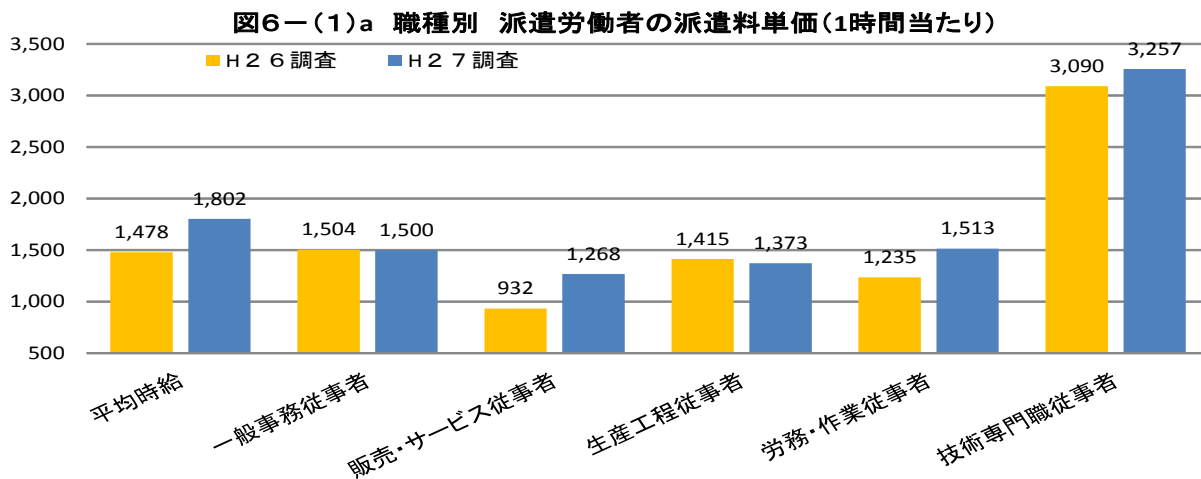
(1) 派遣料平均単価(1時間当たり)

派遣労働者の1時間当たり派遣料平均単価は1,802円で、前年調査より324円増加している。(図6-(1)a参照)

- ① 職種別にみると、「技術専門職従事者」が3,257円と最も高く、次いで「労務・作業従事者」1,513円、「一般事務従事者」1,500円となっている。一方、最も低いのは、「販売・サービス

従事者」で1,268円となっている。(図6-(1)a参照)

- ② 産業別にみると、「情報通信業」が2,308円と最も高く、「運輸業、郵便業」が1,132円と最も低くなっている。なお、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」については、回答事業所が少ないため非公表とした。(図6-(1)b参照)

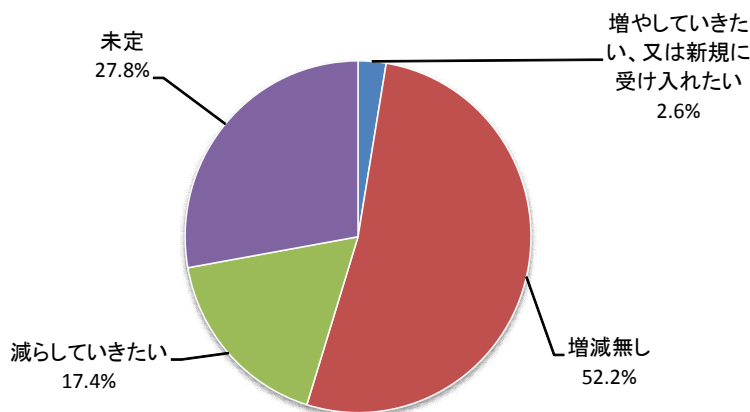


(注) 「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊、飲食サービス業」は標本数が2以下と少なかったため表示しない。

(2) 今後の派遣労働者の受け入れ予定

今後の派遣労働者の受け入れ予定については、「従来どおり」が52.2%と最も高く、「減らしていきたい」が17.4%に対し、「増やしていきたい、又は新規に受け入れたい」は2.6%となっている。(図6-(2)参照)

図6-(2) 今後の派遣労働者の受け入れ予定(%)



7 正社員への登用制度

- ① 契約社員・期間従業員から正社員への登用制度がある事業所は54.8%となっている。「制度がある」と回答した195事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は86事業所(44.1%)であり、登用した人数は294人となっている。(表7,図7-①参照)
- ② パートタイム労働者から正社員への登用制がある事業所は46.8%となっている。「制度がある」と回答した168事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は46事業所(27.4%)であり、登用した人数は83人となっている。(表7,図7-②参照)
- ③ 派遣労働者から正社員への登用制度がある事業所は23.0%となっている。「制度がある」と回答した79事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は24事業所(30.4%)であり、登用した人数は46人となっている。(表7,図7-③参照)

表7 正社員への登用制度の導入状況

H27調査計	回答事業所	制度がある	最近1年間の登用の実績			制度がない
			実績有り	登用した人数	実績無し	
契約社員・期間従業員から	356 (100.0)	195 (54.8) <100.0>	86 <44.1>	294	109 <55.9>	161 (45.2)
パートタイム労働者から	359 (100.0)	168 (46.8) <100.0>	46 <27.4>	83	122 <72.6>	191 (53.2)
派遣労働者から	343 (100.0)	79 (23.0) <100.0>	24 <30.4>	46	55 <69.6>	264 (77.0)

H26調査計	回答事業所	制度がある	最近1年間の登用の実績			制度がない
			実績有り	登用した人数	実績無し	
契約社員・期間従業員から	400 (100.0)	178 (44.5) <100.0>	79 <44.4>	271	99 <55.6>	222 (55.5)
パートタイム労働者から	421 (100.0)	192 (45.6) <100.0>	46 <24.0>	86	146 <76.0>	229 (54.4)
派遣労働者から	373 (100.0)	65 (17.4) <100.0>	10 <15.4>	40	55 <84.6>	308 (82.6)

(注) < >内は登用制度がある事業所についての内訳

8 その他

その他の特別休暇のうち、法令に定めのない独自の休暇制度がある事業所は、82事業所(12.2%)となっており前回(H24年調査)より5.8ポイント増加している。(表8参照)

最も多かったのは、「未消化の年次有給休暇を一定の限度で別途積立てて、療養等の目的に使用できるとする制度」(29事業所)で、次いで誕生日前後や誕生月に休暇を付与する「バースデイ休暇」(18事業所)となっている。

表8 法令に定める日数を上回る休暇、又は独自の休暇制度の有無

	回 事 業 所	単位:事業所(%)			
		法令に定める日数を上回る休暇		法令に定めのない独自の休暇制度	
		ある	ない	ある	ない
H27調査計	674 (100.0)	58 (8.6)	616 (91.4)	82 (12.2)	592 (87.8)
H24調査計	607 (100.0)	47 (7.7)	560 (92.3)	39 (6.4)	568 (93.6)

※ 「法令に定めのない独自の休暇制度」の内容は自由回答

※ この調査により作成された全ての統計表は、大分県庁ホームページ「おおいたの労働」にてダウンロードすることができます。

URL <http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>